

第202000090441号
令和2年7月7日

県内高齢者施設を運営する法人 代表者 様

(介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、お泊りデイサービスを運営する法人宛)

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長 寿社会課長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染予防等に係る現地指導の受入れ意向調査について(照会)

現在、各高齢者施設で実施・検討いただいている新型コロナウイルス感染症の感染予防対策、感染者が発生した後の対応等について、看護師が個別に助言するため、下記のとおり、看護師を施設へ派遣して現地指導を行うことを検討しています。

今回、ニーズを把握するため、法人の皆様へ当該現地指導の受入希望に関する調査を行います。

現地指導を希望する法人におかれては、別添調査票にご記入いただき、令和2年7月17日(金)までに電子メール等でご回答下さい。今後、現地指導を実施する場合には、今回ご回答いただいた中から対象施設を選定させていただきます。

(担当) 介護保険・施設担当 上田(電話) 0857-26-7175

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策等について、運営法人外の看護師が施設を訪問して、現場の状況を確認した上で個別に助言することにより、施設における気づきを促し、今後の感染予防対策等の充実を図ることで。

2 現地指導の対象施設

対象施設は、次の介護保険施設・居住系施設とします。

※ 医師、看護師が配置されていない施設を優先させていただく予定です。

| No. | 施設種別 |
|-----|---------------|
| 1 | 介護老人福祉施設 |
| 2 | 介護老人保健施設 |
| 3 | 介護医療院 |
| 4 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 5 | 有料老人ホーム |
| 6 | サービス付き高齢者向け住宅 |
| 7 | 軽費老人ホーム |
| 8 | 養護老人ホーム |
| 9 | お泊りデイサービス |

3 現地指導は法人単位で実施し、1(グループ)法人、1施設を基本とします。

※ 複数の施設職員が1施設に集まり、合同で指導を受けることも可能とします。

※ できるだけ多くの施設で実施するため、同一法人内の施設については伝達研修等での対応をお願いします。